公益事業の保険加入

制定 平成24年7月28日 改正 平成26年11月2日 改正 平成29年11月2日 改正 令和1年10月20日 改正 令和4年10月29日

1 保険の種類

団体損害保険(日本興亜損保)

2 対象事業

山口県栄養士会運営に係る理事会並びに各委員会 本部事業、職域・地域事業推進委員会事業、学術部事業、組織・広報部事業

- 3 加入対象者 理事(24名以内)
- 4 保険加入期間 年度事業開始日から1年間
- 5 掛け金
 - 1人 月額 440 円 (令和4年8月見積) ※ 掛け金の半額を(公社)山口県栄養士会が負担する
- 6 保険金額

死亡・後遺障害 300万円入院日額 3,000円通院日額 1,500円

7 補償条件

役員が職務に従事している間(通勤途上を含む)に偶然な事故によって被った障害に限り、それぞれ死亡・後遺障害、入院、通院の保険金を支払うなお、地震・噴火・津波による障害については、これに含まれない

8 その他

一般市民参加型の事業については、ボランティア行事用保険(全国社会福祉協議会) に加入し対応する。(対象者は、一般参加者および理事以外の会員)

Aプラン 1人 1日 28円 補償 死亡・後遺障害 500万円

入院日額 3,500円 通院日額 2,200円